2027年からスタートのこどもNISA制度を解説します。

こどもNISA制度はじまる!



2026年度税制改正により、0歳から17歳の未成年者も
2027年1月からNISA口座の開設が可能になり、
子ども用の「つみたて投資枠」の利用ができるようになります。



	つみたて投資枠		成長投資枠
	こどもNISA		
口座開設者	その年の1月1日において0～17歳	その年の1月1日において18歳以上	
年間非課税投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円 → 18歳になったら自動的に移行	1,800万円	最大1,200万円
非課税保有期間	無期限	無期限	
投資方法	積立	積立	一括・積立
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託	積立・分散投資に適した一定の投資信託	一定の上場株式・投資信託等
運用管理	一定の要件※のもと12歳以降は払い出しが可能	制限なし	制限なし
売却後の再利用	可能	可能	可能



2026年度税制改正および「金融庁NISA特設ウェブサイト」をもとに宣研ロジエ株式会社が作成
※資金の使途が子のためのものであり、子が払い出しに同意したことを示す書類とともに、親権者（口座管理者）が申込書を提出する必要があります。

2027年からのこどもNISA制度のポイント

0歳の赤ちゃんから口座開設が可能に



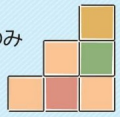
最大の特徴は、これまで18歳以上の人しかできなかったNISA口座の開設が、0歳から17歳の未成年でもできるようになる点です。これにより、お子様が生まれた直後から、将来に向けた資産形成をスタートさせることが可能になります。

親権者が代理で運用・管理



口座の名義はお子様本人となりますが、実際の運用指図や口座管理は、親権者（両親など）が代理で行います。親が子どもの将来のために、コツコツと積立を行う形が一般的となります。

利用できるのは「つみたて投資枠」のみ



未成年口座で利用できるのは、子ども用の「つみたて投資枠」のみです。「成長投資枠」は対象外です。これは未成年の資産形成においてリスクを抑え、長期・積立・分散投資を促すためです。

18歳以降は通常のNISAへ自動的に移行

18歳（成人）に達した後は、通常のNISAへ自動的に移行し、つみたて投資枠と成長投資枠が設定されるので、ご本人自ら資産運用を引き継ぐことができます。

18…NISA

こどもNISA口座開設キャンペーン

キャンペーン対象期間　2027年1月4日(月)～3月31日(水)

期間中に〈こどもNISA〉の口座開設を申し込みされた方にQUOカードをプレゼント!

12月30日までに予約すると

期間中に口座開設された方

もれなく QUOカード 1,500円分 プレゼント!



予約なしで

期間中に口座開設された方

もれなく QUOカード 1,000円分 プレゼント!



※QUOカードのデザインは変更となる場合がございます。

＼予約は年内に!／

12月30日までにご予約いただくとキャンペーン期間中の口座開設で
1,500円分のQUOカードをプレゼント!
※「こどもNISA」口座の開設予約には、当金庫所定の予約票のご提出が必要となります。

※詳しいお問い合わせ・ご相談は〈ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

投資信託に関する留意事項

●投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、投資者保護基金*の支払いの対象ではありません。●投資信託は株式、公社債などの値動きのある証券等（外国証券を組入れ対象としたファンドは為替変動リスクもあります。）に投資しますので基準価額は変動します。よって、元本および収益金は保証されておりません。●投資信託のご購入、保有、換金に際しては、各種手数料等【お申込金額に対して最大3.3%（税込）のお申込手数料、純資産総額に対して最大年率2.42%（税込）の信託報酬、換金時の基準価額に対して最大0.5%の信託財産留保額、その他運用に係る費用（監査報酬、有価証券売買手数料等 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額を示すことができません。）】をご負担いただきます。商品ごとに費用が異なりますので、投資信託説明書（交付目論見書）・目論見書補完書面にてご確認ください。●投資した資産に生じた利益および損失はすべてお客様に帰属します。●過去の運用実績は、将来の運用結果を約束するものではありません。●投資信託はあらかじめ決められた受益権の口数を下回ることになった場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のために有利であると認められたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と受託会社が合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。●当金庫はご購入・換金のお申込みについて取扱いを行っております。投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。●投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの規定の適用はありません。●ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）・目論見書補完書面をご確認のうえご自身でご判断ください。●投資信託説明書（交付目論見書）・目論見書補完書面は営業店（ローンセンターを除く）にご用意しております。ただし、インターネット専用ファンドについては、インターネットによる電子交付となります。

＊投資者保護基金とは、証券会社の経営が破綻したとき、顧客に対する支払いの保証をする機関です。

NISA（少額投資非課税制度）に関する留意事項

【共通】●日本にお住まいの18歳以上の方（口座を開設する年の1月1日現在）が対象です。「こどもNISA」は口座を開設する年の1月1日時点で0歳～17歳の方が対象です。●同一年において開設できるNISA口座は全ての金融機関を通じておー人様1口座です。なお、金融機関の変更等を行った場合は除きます（こどもNISA口座は金融機関の変更不可）。●NISA口座内の取引により発生した損失は、NISA口座以外（一般口座や特定口座）で保有する株式投資信託等の取引と損益通算することはできません。また、繰越控除することもできません。●年間非課税投資枠は、つみたて投資枠が120万円（こどもNISAは60万円）、成長投資枠が240万円となっており、手数料を含めません。約定金額（基準価額×口数）の合計が各非課税投資枠の上限に達するまで投資することができます。●年間非課税投資枠の未使用額を翌年以降へ繰越すことはできません。また、売却や基準価額下落による非課税投資枠の再利用はできません。●非課税保有限度額は、つみたて投資枠・成長投資枠合わせて1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円まで、こどもNISAは600万円）となります。なお、NISA口座の保有資産を売却した場合、翌年以降売却分（購入時の金額で計算）の非課税保有限度額の再利用が可能となります。●分配金を受け取る場合は非課税ですが、分配金再投資時において、年間非課税投資枠（つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円、こどもNISA60万円）を超えた場合は課税扱いになります。●分配金のうち、特別分配金は口座の種類にかかわらず非課税であり、税法上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間非課税投資枠が費消されます。●すでに保有している投資信託をNISA口座に移管することはできません。●金融機関によって、取扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。中央労働金庫では、税法上の株式投資信託のみ取扱っています。●この案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により取扱いが変更となる可能性があります。

【つみたて投資枠について】●つみたて投資枠の利用は、累積投資契約（定時定額買付サービス）に基づく定期かつ継続的な方法により対象商品を買付いただくことが必要です。●つみたて投資枠に係る累積投資契約（定時定額買付サービス）により買付した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。●つみたて投資枠（こどもNISAを含む）をご利用のお客様のご住所の変更有無について、当金庫の定める方法により定期的に確認させていただきます。ご住所の確認が一定期間内にできなかった場合には、投資信託のNISAへの受入れを停止させていただきます。

【こどもNISAについて】●こどもNISA口座は金融機関の変更ができません。●こどもNISAはつみたて投資枠のみ設けられ、成長投資枠は設けられません。●口座開設者が、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、原則として払出しはできません。ただし、その年の3月31日において12歳である年以降は、教育費や生活費等に係る払出しは可能です。また、こどもNISAから契約不履行等事由による払出しがあった場合、当該口座は廃止され、当該口座内の株式投資信託等は、過去に換金した分も含めて非課税口座の適用がなかったものとされます。●口座の資産は口座開設者に帰属しますが、口座開設者が17歳までの間の払出し手続きは、法定代理人が行う必要があります。●こどもNISA口座へのご入金は、口座開設者ご本人様のご資金のみとなります。口座開設者ご本人様のご資産以外の資金により投資が行われた場合には、贈与税等の課税上の問題が発生する場合があります。●運用管理者は「法定代理人」または「法定代理人から書面で委任を受けた二親等以内の親族」に限られます。なお、口座開設者が18歳になると、それまでの運用管理者の法定代理権が消滅するため、原則として口座開設者ご本人様が運用することになります。※口座開設者がその年の1月1日において18歳になると、こどもNISA口座は、自動的に成人向けのNISA口座になります。●口座開設者が18歳到達以降に初めて取引等をされるまでの間に、適合性の確認をさせていただきます。

定時定額買付サービスの留意事項

●申込期限：口座引落日の5営業日前までにお申込みください。●申込金額：1,000円以上1,000円単位。1回の引落上限額100万円。年2回まで「特定月」を設定し、通常月と異なる引落金額を設定することができます。●引落口座：投信取引における〈中央ろうきん〉のお客様ご指定の普通預金口座。●口座引落日：7、17、27日のうちから選択。引落日が休業日となる場合は、翌営業日が引落日となります。●手数料：本サービスに係る手数料はかかりません。なお、ファンド買付に伴う所定の手数料（お申込手数料）および手数料にかかる消費税等は購入額より差し引かれます。●対象ファンド：本サービスは、公社債投資信託を除く、〈中央ろうきん〉取扱いの投資信託でご利用いただけます。●引落条件等：指定預金口座の残高が不足している場合、その月の買付は行いません。複数のファンドの引落日を同日に指定している場合に、残高が引落総額に満たないときは、当金庫所定の方法により買付を行うファンドを選択します。●ファンドの買付申込受付日：口座引落日の翌々営業日。※実際の買付日はファンドによって異なりますので、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。●換金：通常の買付と同様、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）で定められた日であればいつでも換金のお申込みが可能です。●取引の解約・変更：次回口座引落日の5営業日前までにお申込みください。

中央労働金庫　登録金融機関　関東財務局長（登金）第 259 号

作成日 2026 年 10 月 26 日

お問い合わせ・ご相談は

コンタクトセンター　0120-383-837

受付時間/平日9時～19時、土日10時～17時、休業日/祝日（土日の場合は営業）

中央ろうきん
＼スマホで完結！／
ろうきんアプリ